認定こども園自己点検・自己評価リスト

― 運営・会計・労務 ―

平成30年２月
平成30年４月改訂
平成31年４月改訂
令和 ２ 年8月改訂
令和 ３ 年6月改訂
令和 ４ 年４月改訂
令和５年 4月改訂
令和６年 4月改訂
令和７年 4月改訂
令和８年 4月改訂

法　　人　　名	社会福祉法人青垣福祉会
園　　名	認定こども園あおがき
点検（確定）日	令和　８年　５月　２８日

【会計】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
会計管理	1	園内に経理規程を備え付けていますか。 **着眼点** ・ 経理規程に従い、園内の会計事務を行うこと。	足立晶子	A	A	
	2	会計責任者と出納職員は別々の者が任命されていますか。 **着眼点** ・ 会計事務における内部牽制体制を確立するため、会計管理者と出納職員は分任体制をとること。 ・ 会計責任者と出納職員は、辞令を交付するなど、責任を明確にしておくこと。	足立晶子	A	A	
	3	会計帳簿等を適切に整備、保管していますか。 **着眼点** ・ 各種台帳、会計伝票、証ひょう書類等は整理し、保存しておくこと。	足立晶子	A	A	
	4	寄付金品を受領する際は、経理規程等に基づき、適正に処理していますか。 **着眼点** ・ 善意の寄付者の意志を尊重し、有効に役立てるため、寄付申込書等により目的を確認し、寄付金台帳等に 記載するなどして、収入の整理を行うこと（ただし、飲食物等、即日消費されるようなものはこの限りではありません）。	足立晶子	A	A	
	5	社会通念の範囲を超えるような慶弔費、自治会費、職員の福利厚生を目的とした親睦費等の支出はありませんか。	足立晶子	A	A	
出納事務	6	小口現金は、経理規程に定めるとおりに運用していますか。	足立晶子	A	A	
	7	現金出納帳を整備し、現金と一致させていますか。	足立晶子	A	A	
	8	日々の支出と残高を正確に記帳（把握）していますか。	足立晶子	A	A	
	9	日々の現金収入は、金融機関に預け入れていますか。 **着眼点** ・ 日々の現金収入を直接支出に充てないこと。	足立晶子	A	A	

【会計】　認定こども園自己点検・自己評価リスト

＜記入方法＞

① 担当する職員（又は担当チーム）を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
③ 点検は、担当者による「職員点検（一次点検）」から実施してください。
④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検（二次点検）」を実施し、必要に応じて、「評価（課題・改善策等を含む）」欄を記入してください。
⑤ 法令等には目次番号を記載しています。
なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

＜点検結果評定基準＞

A：適正
B：一部改善を要する
C：改善を要する
D：対象外
※ 認可基準等の項目において特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項　目	担当者名	点検 職員	点検 組織	評価（課題・改善策等含む）
出納事務	10	領収書は、購入品目、日付など必要項目が記載され、領収印が押された状態で、適切に保管していますか。	足立晶子	A	A	
	11	クレジットカードを所持している場合、使用記録等を行い、適正に管理していますか。		D	D	
	12	銀行印と預金通帳は別々の場所に保管していますか。	足立晶子	A	A	
予算決算	13	園の予算は、適正に執行されていますか。	足立晶子	A	A	
	14	決算と予算との間で、大幅に食い違う科目がある場合、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていますか。 **着眼点** ・ 予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ、理事会等の承認を得ること。	足立晶子	A	A	
保護者徴収金	15	徴収金台帳（納入台帳）を整備していますか。	足立晶子	A	A	
	16	利用者からの徴収金（上乗せ徴収）は、運営規程等に規定し、説明を行い、文書にて同意を得た上で、徴収していますか。 **着眼点** ・ 上乗せ徴収は、文書による同意が必要です。 **法令等** ⑥特定運営基準第13条	足立晶子	A	A	
	17	利用者からの徴収金（実費徴収）は、運営規程等に規定し、説明を行い、同意を得た上で、徴収していますか。 **法令等** ⑥特定運営基準第13条	足立晶子	A	A	
報告	18	子ども・子育て支援法情報公表システム（ここdeサーチ）において、モデル給与、人件費比率、職員配置状況の報告は行っていますか。 **着眼点** ・ 事業年度終了後5月以内の報告が必要です。 **法令等** ㊺ 子ども・子育て支援法	足立晶子	A	A	